

はい！こちら『**まちなみ清爽隊**』です。

岩手県では、下記の日程で「まちなみ清爽隊」を募集しています！！

第1次募集：平成20年5月12日(月)～6月13日(金)



Q 「まちなみ清爽隊」ってなに？

まちの美観を損ねる要因の一つとなっている電柱などへのはり紙は、県の屋外広告物条例に違反しています。この違反はり紙を「ほっておけない！」「自分たちではがそう！」という人たちを、岩手県では「まちなみ清爽隊」として認定しています。

いつもはり紙で困っている地区の町内会の皆さん、何かボランティアを始めてみようと思っている方、気軽にできる「まちなみ清爽隊」の認定をうけてみませんか？

Q 「まちなみ清爽隊」に認定されると？

県の事務の一部をボランティアで行っていただくことになりますので、活動中の事故に備えてボランティア保険への加入手続きを取ります(保険料は県が負担します)。また、はり紙はがしに必要な道具(剥離剤、へら、ゴム手袋等、腕章)をお貸しします。

活動日などの制限はありません。ちょっと手が空いた時間にご自由に活動いただけます。



Q 活動している人は他にもいるのですか？

昨年度は、県内で、30団体、300名程度の方が認定を受けています。

Q 問い合わせ先は？

最寄りの振興局土木部か、下記担当まで気軽にお問い合わせください！！

なお、詳細は下記ホームページでもごらんになれます。

また、盛岡市内については、盛岡市景観政策推進事務局(019-651-4111)にお問い合わせください。

問い合わせ：岩手県県土整備部都市計画課 まちづくり担当

電話：019-629-5892

FAX：019-629-9137

<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=2257&ik=3&pnp=17&pnp=66&pnp=784&pnp=2257>

(※ 紫波町、西和賀町、岩泉町、田野畑村及び普代村は、町村で業務を行っており、今回の募集の対象区域外となります。)